

平成21年6月24日
経済産業省
原子力安全・保安院

核燃料物質の加工の事業に関する保安規定の変更の認可について
(原子燃料工業株式会社東海事業所)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、原子燃料工業株式会社東海事業所に関する保安規定の変更を認可しましたので、お知らせします。

1. 事業所の名称及び所在地

原子燃料工業株式会社東海事業所
(茨城県那珂郡東海村)

2. 申請日

平成21年5月26日

3. 認可日

平成21年6月19日

4. 認可の概要

- (1) ガドリニア入りペレットの製造能力を増強するため加工設備を新設し、「保安上特に管理を必要とする設備」、「臨界安全管理に係る核的制限値」及び「火災及び爆発の防止のための措置」を変更
- (2) 濃縮度によらない運転管理方法とするため、「臨界安全管理に係る核的制限値」を変更
- (3) 貯蔵施設を新設したため、「核燃料物質の最大貯蔵数量」を変更
- (4) 表現の適正化等

(注) 核的制限値とは、臨界を防止する為の取り扱い上の制限値をいう。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 核燃料サイクル規制課長 石井

担当：小林、森

電話：03-3501-1511 (内線 4891~4896)

03-3501-3512 (直通)